

第1節	災害予防計画 .....	1
第2節	災害応急対策計画 .....	4

## 第1節 災害予防計画

本市における森林面積は12,477haで、市域の75%と広大な面積を占める。このため、火災発生の発見や通報が遅れがちとなり、また消火作業も現場の地形、水利等極めて悪い条件で行わなければならない、大規模な林野火災に発展する可能性も少なくない。

このようなことから大切な森林資源と林野保全のため、予防対策に重点をおいた取組みが必要である。

### 主な取組み

- 林野火災に対する消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、林野火災対策計画の確立を図る。
- 県や上伊那森林組合等の関係機関・団体の協力を得て、林野火災の予防に努める。

### 第1 林野火災対策計画の確立

林野火災に対する消防活動を迅速かつ適切に実施するため、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討し、林野火災対策計画の確立を図る。

計画の内容は、次のとおりとする。

#### 1 特別警戒実施計画

- (1) 特別警戒区域
- (2) 特別警戒時期
- (3) 特別警戒実施要領

#### 2 消防計画

- (1) 消防分担区域
- (2) 出動計画
- (3) 防御鎮圧要領

#### 3 資機材整備計画

#### 4 防災訓練の実施計画

#### 5 啓発運動の推進計画

## 第2 林野火災の予防計画

### 1 防火思想の普及

関係機関の協力を得て入山者、地域住民、林業関係者等に森林愛護及び防火思想の普及を図るため、おおむね次の媒体を利用して行う。

- (1) 展示会、講演会等の開催による方法
- (2) 映画、スライド等の映写による方法
- (3) 看板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- (4) 学校、森林組合、その他諸団体等への宣伝委嘱の方法
- (5) 林野火災訓練等を通じて行う方法

### 2 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模林野火災を想定し、消防職員、消防団員等を対象とした訓練を、近隣市町村とも連携し実施する。

### 3 火入れによる出火の防止

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

### 4 林野の所有者（管理者）の管理上の指導

市は、林野火災予防に関し、林野の所有者（管理者）に次の事項を重点に指導する。

- (1) 火の後始末の徹底
- (2) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- (4) 林道開設にあたっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- (5) 火入れにあたっては、森林法に基づくほか消防機関と密接な連絡を図る。
- (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。
- (7) 消火のための水の確保等

### 5 火災警報発令時の措置

市及び林野の所有者（管理者）は、火災警報が発令された場合は、おおむね次のとおり周知及び火の使用制限を行う。

- (1) 火災警報の住民及び入林者への周知は、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、有線放送等を通じ、周知徹底する。
- (2) 山林、原野において火入れをしないこと。
- (3) 煙火を使用しないこと。

- (4) 屋外においてたき火をしないこと。
- (5) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

## 6 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資機材などの整備に努める。

## 第3 情報の収集計画

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。  
また、林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心とした森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視を実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

## 第2節 災害応急対策計画

林野火災は現場の地形、水利等極めて悪い条件で行わなければならない、火災の状況、気象状況等と総合的に判断し、的確な消火活動を行う。

### 主な活動

- 林野火災の状況を的確に把握し、南信森林管理署、県及び上伊那森林組合等の関係機関・団体に通報連絡する。
- 的確な判断による応援要請を実施する。
- 林野火災による荒廃箇所の二次災害防止を図る。

### 第1 通報連絡・情報の収集

林野火災が発生した場合、県及び上伊那森林組合等の関係機関・団体に連絡する。必要に応じて南信森林管理署にも通報する。

また、次によって、正確な災害情報の収集等に努める。

- 1 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- 2 消防本部からの県への火災速報の送信
- 3 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施
- 4 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

### 第2 消火活動の実施

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動の実施に当たっては林野火災の状況を的確に把握し、次の事項を検討して最善の対策を講ずる。

- 1 出動部隊の出動区域
- 2 出動順路と防ぎよ担当区域
- 3 携行する消防器材及びその他の器具
- 4 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

**5 応援部隊の集結場所及び誘導方法**

**6 応急防火線の設定**

**7 救急救護対策**

**8 住民等の避難**

**第3 応援の要請**

林野火災の消火活動には、多数の人員と機動力が必要である。火災の拡大に伴い、本市のみで対応できないと判断したときは、次の応援又は空中消火を要請する。

**1 市町村相互応援**

長野県消防相互応援協定に基づく応援が必要な場合は、共通災害対策編第3章第2節「広域相互応援活動」により要請する。

**2 自衛隊派遣**

自衛隊の派遣を必要とするときは、共通対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」により県に要請する。

**3 広域航空消防応援**

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」（県資料編参照）に基づく応援が必要な場合は、県と協議の上要請を行う。

要請方法：①消防長は、市長に「要請したい旨の報告」を行う。

②市長は、消防長に「要請の指示」を出す。

③消防長は、知事に「応援要請」を行う。

【県の窓口 危機管理部消防課（夜間は消防防災航空センター）】

**4 林野火災空中消火**

空中消火が必要な場合は、共通対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により消防防災ヘリコプター等を県に要請する

#### 第4 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した山林は、降雨等により倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害を起こす危険性があるため、次により二次災害の防止対策を行う。

- 1 県、上伊那森林組合等の関係機関・団体と協力して、緊急点検を実施するとともに、森林機能の回復を図る対策を講ずる。
- 2 緊急点検の結果、二次災害による危険がある場合は、避難活動等の必要な応急活動を実施する。